

順守事項

- 外出時や就寝時に施錠するなど施設を善良に管理すること。また、鍵を紛失したときは、速やかに町長にその旨を報告すること。
- 火気の取扱い及び冬期間にあつては水道凍結に十分注意し、備付けの備品等を適正に取り扱うこと。
- 住宅周りの除草や清掃を適宜に行い、住宅を適正に管理するとともに、住環境の整備をすること。
- ごみは、決められたルールに従い排出すること。
- 体験住宅の貸付期間が満了したときは、清掃を行うとともに、直ちに体験住宅の鍵を町長に返却すること。

制限事項

- 許可した者以外を同居させること。
- 物品の販売、寄附の要請その他これに類する行為を行うこと。
- 興行を行うこと。
- 展示会その他これに類する催しをすること。
- 文章、図書その他の印刷物を張り付ける又は配布すること。
- 宗教の普及、勧誘、儀式その他これに類する行為を行うこと。
- 周辺住民に迷惑を及ぼす行為をすること。
- 喫煙及びペットを同伴すること。
- 体験住宅の全部若しくは一部を転貸し、又はその借受けの権利を譲渡すること。
- その他体験住宅の借用にふさわしくない行為をすること。